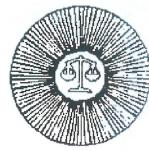


ひまわり



弁護士記章

ひまわりとはかりを図案化したものです、
ひまわりは自由と正義を、
はかりは公平と平等をあらわしています。

熊本県弁護士会会報
121号・122号合併号

H I M A W A R I





熊本県弁護士会におけるSDGsへの取り組み

弁護士 矢澤 利典

SDGs（エス・ディー・ジーズ）とは「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略称で、2015年9月の国連で採択された、持続可能な社会を目指すための2030年までの国際目標です。SDGsには、17のゴール・169のターゲットが定められ、前文では、「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことが誓われています。

採択から約6年が経ち、最近ようやく様々なメディアで「SDGs」という言葉を耳にするようになりました。ここ3年の世界における日本の達成度ランキングを見てみると、2019年が15位、2020年が17位、2021年が18位と推移しています。北欧・ヨーロッパ各国が上位に来ており、アジアでは日本が最上位にいます。

日本における17のゴール別の達成度を見ると、現時点では、教育、インフラ・産業化、平和という項目で目標を達成しており、他方、ジェンダー、気候変動、海上資源、陸上資源などの分野で大きな課題が残っているようです。

ところで、これまで弁護士会では、委員会やプロジェクトチームを設置して、会員となっている弁護士の研鑽（研修会の開催など）、社会の中で起こる様々な問題や社会のニーズに対する取り組み（紛争解決機関の設置、各種シンポジウム、災害支援、学校での出前講義や法教育の実施など）を行ってきましたが、その目指すところは、誰一人取り残さない持続可能な社会の実現を掲げるSDGsの理念と一致します。

そこで、私たち熊本県弁護士会としても、SDGs

を学び、会の活動にSDGsとしての活動の視点を組み入れ、また、SDGsを社会に広めていくお手伝いができると考え、令和3年4月、SDGsプロジェクトチーム（PT）を立ち上げました。このPTでは、様々な専門的な視点に基づく重層的な活動ができるように、会内の様々な委員会に所属する弁護士で構成されています。

そこで、私たち熊本県弁護士会としても、SDGsを学び、会の活動にSDGsとしての活動の視点を組み入れ、また、SDGsを社会に広めていくお手伝いができると考え、令和3年4月、SDGsプロジェクトチーム（PT）を立ち上げました。このPTでは、様々な専門的な視点に基づく重層的な活動ができるように、会内の様々な委員会に所属する弁護士で構成されています。

これまで、弁護士会では、会員に対する研修会を実施するとともに、内閣府が創設した「地方創生SDGs官民連携プラットフォーム」への加入、熊本県SDGs登録制度への登録などを行い、SDGsに取り組む自治体や企業等の団体との連携に向けた準備を行ってきました。

今後は、このような団体と協働しながら、シンポジウムや意見交換など、関連団体同士の連携を深めるお手伝いをすること、また、地域の皆様に対するSDGsに関する啓発ないし情報発信を行ってゆきたいと思います。

何より、この活動が、皆様の生活、皆様の暮らす持続可能な社会の一助になることを願っています。

memo
一口メモ

調停における電話会議などの動き

弁護士 阿部 広美

家庭裁判所における離婚や遺産分割の調停手続きは、原則として申立を行った側ではなく相手方の居住地を管轄する家庭裁判所において行われます。

そのため、例えば離婚の前に夫（妻）と別居し、遠方に居住して調停を申し立てた場合には、調停のために夫（妻）の居住地の裁判所に出向く必要があります。

しかし、これでは離婚を前に実家に戻った方などに大きな負担がかかることから、家事事件手続法では電話による調停手続きを認めています。

電話による調停手続きを認めるか否かは、あくまで裁判所が判断するため、以前は本人確認が困難という理由で、弁護士の代理人が付いていない場合には電話による調停が認められにくかったのですが、最近では新型コロナウイルスの影響もあり、申立人の住所地を管轄する裁判所と調停を管轄する裁判所を電話でつなぐ方法による調停手続きも認められているようです。

電話による調停手続きは負担が軽いというメリットがありますが、手続き上の注意点などもありますので、調停の相手方が遠方にいるという場合は、調停手続きの流れなども含め、一度弁護士にご相談下さい。



パワハラの予防と対応などをめぐる諸課題

弁護士 久保田 紗和

昨今、労働問題にかかわる相談の中でも、最も多い割合を占めているのがパワーハラスメントやいじめの問題です。パワーハラスメントは、職場の労働環境を悪化させるだけでなく、労働者のメンタルヘルスの悪化を招き、休職や離職などの、労働者の生活に重大な影響を及ぼしかねない深刻な問題です。企業にとっても、人材の流出や職場環境の悪化による生産性の低下を招き、紛争に発展してしまえば、企業評価の低下や損害賠償リスクを負うなど、様々な不利益をもたらすものです。

パワーハラスメントについては、令和2年6月より、パワハラ防止のための雇用管理上の措置を義務づける改正労働施策総合推進法（パワハラ防止法）が大企業を対象に施行されており、令和4年4月からは中小企業も対象となります（中小企業は現在は努力義務とされています）。

パワハラ防止法では、職場におけるパワハラ防止のために講すべき措置として、事業主の方針等の明確化及び周知・啓発、相談に応じ適切に対応するために必要な体制の整備（相談窓口の設置、周知や適切な対応）、職場におけるパワーハラスメントに係る事後の迅速かつ適切な対応、そのほか併せて講すべき措置として、相談者や行為者のプライバシー保護等が求められています。また、相談したこと等を理由とする労働者への不利益取り扱いが法律上禁止されています。もっとも、多くの中小企業は、令和4年4月から義務化される

ことを知らず、あるいは義務化を知っていても労務担当の職員が乏しい企業では対策が追い付いていないといった民間調査の報告もなされています。まずは、ご自身が働いている職場のパワハラ防止の方針や防止措置がどのようにになっているのか、確認をされることをお勧め致します。パワハラ相談窓口の設置など防止措置が講じられていない場合には、労働者から防止措置を講じるように求めたり、あるいは外部への相談を検討する必要が出てくると思われます。

なお、実際には、企業内において防止措置が講じられたとしても、力関係で劣る労働者は、相談することで不利益を受けるのではないかと不安になり、窓口への相談ができないという状況があります。また、パワーハラスメントが発生していても証拠が十分でないなどの状況がある場合には、やはり申告や相談をためらってしまうことが考えられます。ハラスメントの悩みを一人で抱えていると、精神的に大きな負担になりますし、窓口への相談や紛争に備えて、どのように証拠を確保するのかといった点も重要になりますので、ハラスメントの悩みを抱えたら、まずはお近くの弁護士にご相談されることをお勧めいたします。

HIMAWARI
3

memo

一口メモ

面会交流調停の状況

弁護士 阿部 広美

面会交流というのは、お子さんと離れて暮らす親と子どもとが、会って交流することです。お子さんと一緒に暮らしている親ともう一方の親の関係が良い場合は、離れて暮らしている親とお子さんの面会交流は、生活の中で自然にできることが多いと思いますが、例えば離婚を前提に別居しているとか、暴力などが原因で離婚した場合など、親同士の関係が悪い場合、面会交流をスムーズに行うことはとても難しいでしょう。

そのような場合、親同士の希望やお子さんの気持ちなどを調整し、互いに話し合いをした上で一定のルールを定めて面会交流をスムーズに実施できるようにするために面会交流調停を利用することができます。

面会交流調停では、双方の親の希望も勿論ですが、何よりもお子さんが安心できることが重視されます。そのため、家庭裁判所調査官がお子さんの状況や気持ちを調査することもあります。

実際の調停では、親同士の気持ちがかなりぶつかり合うことが多く、その過程で不安を感じる方も少なくありません。

そんなときには、弁護士の代理人を付けることも一つの方法です。まずは一人で悩まずに、弁護士に相談してみて下さい。



インターネット・スマホにおける消費者トラブル

弁護士 野上 昂太郎

1 「定期購入」に関するトラブル

「インターネット上の販売サイトで『お試し価格』の商品を購入したところ、後日、同じ商品が高額の請求書と共に送られてきた。販売元に問い合わせると、半年間の『定期購入』が『お試し価格』の条件になっているとの回答を受けた。」

このような「定期購入」に関するトラブルがここ数年で多数報告されています。

契約内容の表示が不十分な動画・SNS上での広告を経由したケースも多く、インターネット上で正確な情報に基づき取引をすることの難しさを表しているといえます。また、インターネット上の取引は、事業者と連絡が取れなくなる等の理由でトラブルの解決が一層困難になる場面が多く見られます。

まずは、契約内容をよく確認し、想定していない取引関係に入ることがないようにしましょう。特に、購入物品の種類・数量、支払の総額、解約・返品の可否には気をつけましょう。

それでもなお、実際にトラブルに遭ってしまったという場合には、早い段階で弁護士に相談されることをお勧めします。

2 「詐欺メール」に関するトラブル

携帯電話のショートメッセージサービス(SMS)での「詐欺メール」の被害は後を絶ちません。

近頃は、架空サイトの利用料金を請求してくるという古典的な手口だけでなく、銀行を装ったメールで本物そっくりに作られた偽の銀行のウェブサイトに誘導し、誘導先で口座情報、パスワード等を入力させる手口や、宅配便の不在連絡を装

い、スマートフォン内の個人情報等を漏洩させる不正アプリを自動ダウンロードさせるURLに誘導させる手口等が確認されています。

知らない相手からのメールはもちろんのこと、有名企業からのメールであってもすぐに反応はせず、本物かどうか分からぬ場合でも、直接の返信は避け、公式ウェブサイト等に記載された信頼できる問い合わせ先から確認をするようにしましょう。

3 「QRコード決済」に関するトラブル

スマートフォンを使ってQRコードの表示・読み取りをすることで現金を使わずに支払いを行うことができる「QRコード決済」が急速に広まっています。QRコード決済は便利な支払方法ですが、スマートフォンの画面上で手続を行うことが多いこともあり、契約内容等が分かりづらい場合も多いです。

消費者庁の調査では、QRコード決済の利用に際しての消費者トラブルとして、誤って残高のチャージをしてしまったので払戻しを依頼したが、原則払戻しはできないとして応じてもらえないかったといった「払戻しに関するトラブル」や、ポイント還元キャンペーン広告の説明がわかりにくく、QRコード決済を利用したがポイント還元を受けられなかったといった「ポイント還元に関するトラブル」が報告されています。

自分が行おうとしているスマートフォンの操作がどのような結果をもたらすのか、よく確認した上で利用しましょう。

memo
一口メモ

財産分与における債務

弁護士 阿部 広美

財産分与は、離婚の際に、婚姻中に夫婦で築いた財産を分けることです。

財産分与の対象になる財産は、預金や生命保険、有価証券や自動車、退職金など多岐にわたります。

では、預金などのプラスの財産だけでなく、借金などのマイナスの財産、つまり債務も離婚の時に分けることになるのでしょうか。

先ほども説明したとおり、財産分与は婚姻中に夫婦で築いた資産を分ける制度ですので、原則として債務を分けるということにはなりません。

しかし、夫婦の生活のための債務、例えば住宅ローンのようなものについては、これも考慮して財産分与を行うことがあります。

ただ、離婚に際してローン付きの不動産を売却するのか、それともいずれかが単独で取得した上で居住し続けるのか、第三者に賃貸するのかなど、不動産のその後の利用方法によっても、ローンを誰がどの程度負担するのかは代わってきます。

財産分与については、まさにケースバイケースですので、後になって後悔しないためにも、弁護士のアドバイスを受けた上で適正な財産分与が実現できるようにしていただきたいと思います。



いじめ問題について



弁護士 西村 好史

平成25年に「いじめ防止対策推進法」が制定されましたが、いまだ全国各地で「いじめ」による悲しい事件の報道が後を絶ちません。

いじめ問題の解決には様々なハードルがありますが、はじめに頭を悩ませる点は、発生したトラブルが「いじめ」に該当するのかという点です。児童生徒間でどのようなトラブルが起きたのか、それが「いじめ」なのか、その判断は容易ではない場合もあります。

いじめ防止対策推進法では、「いじめ」を、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」と定めています。

このような定めによれば、行為の外形からは「単なるイタズラ」や「単なるケンカ」のように見えて、児童生徒が心身の苦痛を感じているような場合には、「いじめに該当する」と考えることになります。「いじめ」は、暴力行為などに限らず、仲間はずれなどの不作為の行為でも該当しますし、好意や過失による行為でも「いじめ」に該当する可能性があります。

そうすると、学校等で生じる児童生徒間のトラブルのうち、かなり多くのものが実は「いじめ」と評価される可能性があります。これは「いじめ」の被害にあった児童生徒を早期かつ適切に支援するために「いじめ」を広く捉えた結果と言えます。

早期にいじめの可能性ありと判断することにより、適切かつ迅速な調査や被害児童生徒へのフォロー、加害児童生徒への指導等を行うことにつながります。

なかには、トラブルに関わる児童生徒の間での言い分の食い違いや、双方にトラブルの原因があるなど、諸事情により、すぐに「いじめ」と認定するのが難しい事案もあるでしょう。そのような場合でも、いじめ防止対策推進法や、文部科学省、各都道府県（教育委員会を含む）等で定められたガイドライン、指針等に沿って適切な調査を行うことにより、「いじめ」の認定を適切に行う必要があります。

「いじめ」の認定を巡って学校と児童生徒・保護者の見解が対立したり、調査の方法や結果を巡って学校、被害児童生徒・保護者、加害児童生徒・保護者の見解が対立したりする場合もあるでしょうし、「いじめ」認定後の対応についても問題になる場合もあります。

そのようなトラブルが生じた場合、児童生徒の保護者等より弁護士へご相談いただく場合もあれば、学校側からも弁護士へいじめの認定の判断や法的な考え方について相談をいただく場合もあり、弁護士がトラブルの解決にご協力することができます。また、調査委員会による調査が行われるような場合には、弁護士が調査委員として、トラブルの事実関係の把握や「いじめ」に該当するかどうか等の評価を行う場合もあります。

memo

一口メモ

離婚慰謝料と不貞慰謝料の考え方

弁護士 桑名 さゆり

離婚慰謝料とは、配偶者が離婚原因を作り出したため離婚を余儀なくされ精神的苦痛を受けたとして、配偶者に請求できるものです。典型的には、配偶者の不貞行為が挙げられますが、それだけでなく、配偶者の暴力、犯罪、悪意の遺棄などがあります。

不貞慰謝料とは、配偶者が自分以外の相手と不貞行為を行った際に請求できるものです。具体的には、配偶者と不貞相手の肉体関係があれば請求可能です。不貞行為は、「不貞行為の相手方」と「配偶者」の共同不法行為であり、二人ともが責任を負うということになっています。そして、その損害賠償債務については、不真正連帯債務といい、いずれか一方が慰謝料を支払った場合は、その範囲で他方にも請求できなくなります。そのため、配偶者については請求せずに、不貞行為の相手方のみを選んで請求することも可能です。

配偶者の不貞行為が発覚した場合に、配偶者に離婚慰謝料を請求するのか、それとも不貞行為の相手方や配偶者に不貞慰謝料を請求するのか、という判断をすることになりますが、ご家庭の事情は様々ですので、まずは専門家である弁護士にご相談ください。



熊本県弁護士会法律相談センター

弁護士 藤本 猪智郎

法律相談のご予約は <096-325-0009> 電話受付時間：月～金 9:00～17:00

インターネットでは24時間予約受付中

1 トラブル解決は熊本県弁護士会法律相談センター

トラブルに巻き込まれていること自体は分かっていて、だれかに相談したいのに、どこに相談したらいいのか、分からぬことがあります。

熊本県弁護士会では、弁護士に相談したい方のために、熊本法律相談センター（熊本市中央区水道町）のほか、山鹿・菊池センター、荒尾・玉名センター、阿蘇センター、県南・八代センター、天草センター、人吉・球磨センター、益城センターの県内8ヶ所に法律相談センターを設けて、法律相談を行っています。

熊本県弁護士会に所属する弁護士が、交代制で相談担当を引き受けおりていますので、安心してご利用いただけます。ご相談料は、1回30分5,500円（税込）です。ただし、法テラスと同様に、一定の要件（収入や貯蓄が一定の金額以下の場合）を満たされる方は、民事法律扶助制度による無料の法律相談をご利用いただけます。

ご近所とのトラブルといった身の回りのことから、借金の相談、労働問題、交通事故、相続問題、会社経営に関する相談等、おひとりで悩まず、まずは法律相談センターにご相談ください。

2 多重債務、交通事故、相続・遺言相談、労働相談（労働者側）、代理人なしで訴訟等の当事者になってしまった方

多重債務及び交通事故でお困りの方のご相談は無料で行っております。

また、相続・遺言相談、労働相談（労働者側）、代理人なしで訴訟等の当事者になってしまった方のご相談は、初回のみとなりますが、こちらも無料の相談を

一口メモ

memo

災害と悪徳業者

弁護士 荻迫 光洋

近年、熊本地震や令和2年7月豪雨で多くの被災者が被害に遭われました。その復興の過程で、少なくない被災者の方から悪徳業者との間でのトラブルに巻き込まれたとの報告を各種相談窓口から受けています。

その中で多いのは、①被災直後の間もないときに起こるボランティアなどとのトラブルです。例えば、雨漏り防止の仮補修のために屋根にブルーシートをかける際に、業者がボランティアだといって行ってくれたが、後日料金を請求されたというものです。ボランティアであっても業者が行う場合には、業務として行うのか、日当相当額を後日請求しないか、依頼をする前にトラブルにならないよう最低限度の確認を行うことが大事です。

また、②被災後に住宅リフォーム工事を契約したが、代金を前金で支払ったのに工事は少し行われただけで工事が完了しない、あるいは、リフォーム業者から追加工事が必要と言われ高額な支払いを請求されたというトラブルです。災害復興の過程では需給が逼迫し、業者の数や材料が足りなくなるため、県外から質の悪い業者が集まるほか、材料費を支払えない業者などが工事途中で連絡が取れなくなります。業者選びを間違えれば、被災者は、さらなる負担を負うことになりますので、慎重に行なうことが大事です。



大津町長 金田 英樹

コロナ禍のなか、本年7月に復興のシンボルとも言える防災機能を兼ね備えた新庁舎が完成しました。これまで以上に住民の皆さま

が安心して集え、職員が寄り添える場所であるよう日々努めております。

熊本県弁護士会におかれましては、庁舎での法律相談会を実施いただきなど、日頃から住民生活の安定や向上にご協力いただきまして誠にありがとうございます。社会が複雑多様化するなか、町としても様々な相談機能を集約化した「ふくしの相談窓口」を新たに開設しました。一方で、町だけでは解決できない課題が増えているのも現実です。より良い地域の実現に向け、引き続きのご協力をお願いするとともに、皆さまの一層のご活躍を祈念申し上げます。

株式会社TaKuRoo
代表取締役 小山 剛司

県内のタクシー会社10社が合併し、今年4月1日よりスタートしましたTaKuRooは、県内各地域における「地域の足」の確保と「雇用」、「事業継続」の受け皿として発足いたしました。また、新しいモビリティサービスの研究・実践をしていく会社です。

この合併の意義については、多方面の皆様からご共感、ご支持を頂き、構想からスタートまでを具体化するために2年以上の時間をかけ丁寧にやってまいりました。その際、クリアしなければならない問題の中には法律的観点から考えなければならないことが多く、弁護士会の皆様方には大変お世話になりました。

契約書などについてもリーガルチェックをお願いしておりますが、これから企業経営は大なり小なり法律の観点から物事を考えなければならないことが多くなることは必須です。これからもお力添えを頂きながら躍進していくたいと思っております。



ちょっと一息



熊本県弁護士会
公式マスコットキャラクター
くまろっpon

くまろっponだポン！熊本県の「クマ」と弁護士の必須アイテム「六法全書」からイメージされたんだポン！身近で信頼できる熊本

県弁護士会の活動を広く知つてもらえるように頑張るんだポン！弁護士会のイベントで県民のみんなと触れ合うつもりだったのに、コロナ禍で出番が少なく、お出かけしたくてウズウズしてるんだポン！右耳はひまわり&天秤をモチーフにした弁護士バッジ、しっぽもひまわり型で、右手には天秤を持っているんだポン！ひまわりには「自由と正義」、天秤には「公正と平等」という意味があるらしいポン！かっこいいポン！くまろっponと触れ合う機会によく見て欲しいポン！これからくまろっponの活躍を期待してポン！



株式会社人吉新聞社
代表取締役社長
石藏 尚之

「どこに尋ねたら？」…。令和2年7月豪雨災害後、日刊人吉新聞で連載が始まった「悩み相談所」の初回の見出しです。被災者の相談事例をもとに熊本県弁護士会の皆さんがあなたが質問する形で解説する同コーナーは計24回掲載。その内容は応急修理や公費解体から生活再建まで、復興過程に応じた情報でした。人吉球磨地域の被災者からは「心の拠り所となつた」と、感謝と安堵の声が新聞社にも寄せられました。

振り返ると、私が編集部に在籍していた10数年前、貴会には裁判員制度について寄稿していただきました。ポイントは、タイトルは、ボリュームは、回数は。幾度となく打ち合わせ、読者に考えていただく機会を提供できたことを思い出します。新聞は専門書ではありませんが、いくらかは専門的であり、読者に必要とされる情報を提供します。今後も、紙面にインパクトを与えていただければと思っています。





会長挨拶

熊本県弁護士会会长
原 彰宏



県民の皆様におかれましては、平素より熊本県弁護士会へのご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。この場をお借りして心より御礼申し上げます。

当会の会長に就任してから、早くも半分である6か月が経ちました。

前半は、令和2年7月豪雨に関して昨年度からの災害対策本部における活動を引き継いで人吉・球磨地域における法律相談会を継続して実施し、昨年からの新型コロナウイルス感染拡大を受けた新型コロナに関する法律相談、新型コロナに関する特則も含めた自然災害債務整理ガイドラインの広報等に取り組んでまいりました。

令和2年7月豪雨に関しても平成28年に発生した熊本地震に関しても、未だ復興は道半ばであり、新型コロナウイルスに関しても、現時点ではすべての都道府県について緊急事態措置及びまん延防止等重点措置は一時終了したものの、第6波が懸念されるなどいま予断を許さない状況であって、継続的な活動の必要性を感じています。

当会としては、引き続きこれらの災害に対して、県民の皆様の復旧復興のために全力で取り組んでいく所存ですので、よろしくお願い申し上げます。

当会はこれまで自治体からの要請に応じる形で県内各地での法律相談を実施したり、自治体等からの要請を受けて高度な専門的知識を持った学識経験者としての弁護士を公的委員として推薦する活動をしています。このほか、県内各地に法律相談センターを設置し、県民の皆様に対するリーガルサービスの提供につとめています。さらに日々発生する社会問題に対し会長声明といった形で意見の発信を行っています。

これらは、弁護士法1条1項で謳われている基本的人権を擁護し、社会正義を実現するという弁護士の使命を果たすためのものです。

同時に、当会では、県民の皆様に親しみをもっていただけるよう、また、お気軽にご相談いただけるよう、法律相談の仕組みづくりをしていますので、お悩みのことがありましたら、ひとりで抱え込まず、弁護士にご相談いただければと存じます。

また、今年度の取組として、SDGs（持続可能な開発目標）に関してSDGs官民連携プラットフォームに参加するなど取り組みを始めています。先ほど述べた弁護士の使命とSDGsに掲げられている理念は多くの部分についてマッチすると思います。

当会は、県民の皆様のお役に立つべく、全力で取り組んでまいりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

編集後記

ショパンコンクールで、反田恭平さんが第2位に輝きました。

その反田さん、2019年2月に来熊しており、迫力と情感豊かなピアノがぐいぐい心臓に突き刺さって骨抜きになりました。生演奏の反田さんのピアノは、「ナポリを見て死ね」ならぬ、「反田を聴いて死ね」です。

電話やリモートでの会議や打ち合わせが増えているものの、弁護士も、実際に会ってから話を聞くのとは迫力が違います。切迫さも伝わってきますし、こちらの奮起も段違いです。

本号では、移動のてま（面倒）やひま（時間）が省ける“家庭裁判所での電話会議手続き”を紹介しましたが、リモートが広がるほど、人と人がライブで話す様に魅了される今日この頃です。 高木百合香

2021年11月 熊本県弁護士会 広報委員会

(委員長) 塩田 直司
(副委員長) 平野 誠司
(委員) 河口 大輔 木野 博徳 園田 将吾
高木百合香

熊本県弁護士会

〒860-0078 熊本県中央区京町1-13-11
TEL 096-325-0913(代) FAX 096-325-0914
096-325-0009(法律相談センター)
090-3661-3133(当番弁護士)

ホームページアドレス <http://www.kumaben.or.jp>

本誌に対する御意見・御感想をお寄せ下さい。

金和3年11月1日現在

●表紙イラスト説明●

改正労働施策総合推進法が2019年5月29日に成立し、企業に対してハラスメント対策の強化が義務付けられました。セクシュアルハラスメント、マタニティハラスメントの対策強化に加え、年々相談件数が増加しているパワーハラスメントへの対策も求められます。パワーハラスメントで困っている方は弁護士に相談されてはいかがですか？

イラストレーター 坂本 浩一 63歳

熊本県弁護士会法律相談センター

860-0844

熊本県中央区水道町1-23 加地ビル3階
TEL 096-325-0009

